

大阪府議会議長 様
大阪府知事 様
関係委員会又は委員 様

大阪府監査委員

監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づき実施した監査の結果は下記のとおりであったので、同条第 9 項の規定により報告します。

記

監 査 の 範 囲	主に令和 5 年度における地方自治法第199条第 1 項に規定する財務に関する事務の執行及び同条第 2 項に規定する事務の執行
監 査 対 象 機 関	別表のとおり
監 査 実 施 日	令和 6 年10月 1 日から令和 7 年 1 月31日まで
監 査 の 実 施 方 針	監査の範囲に掲げる事務の執行が、適正かつ効率的・能率的に行われているかを主眼として監査した。
監 査 の 結 果	監査を実施した範囲において、別紙の事項を除き、検出事項に該当するものはなかった。

本庁

監査対象機関	監査対象機関の各所属のうち、地方自治法 第 199 条第 1 項の規定による監査の対象
監査委員事務局	総務課及び監査課

出先機関

所管部局	監査対象機関
政策企画部	消防学校、東京事務所
財務部	府税事務所（中央・なにわ北・なにわ南・三島・豊能・泉北・泉南・南河内・中河内・北河内）、大阪自動車税事務所
府民文化部	消費生活センター、日本万国博覧会記念公園事務所、パスポートセンター
福祉部	障がい者自立センター、砂川厚生福祉センター、障がい者自立相談支援センター、女性相談センター、子ども家庭センター（中央・箕面・吹田・東大阪・富田林・貝塚）、修徳学院、子どもライフサポートセンター
健康医療部	保健所（池田・茨木・守口・四條畷・藤井寺・富田林・和泉・岸和田・泉佐野）、こころの健康総合センター
商工労働部	計量検定所、高等職業技術専門校（東大阪・夕陽丘・南大阪・北大阪）、大阪障害者職業能力開発校
環境農林水産部	農と緑の総合事務所（北部・中部・南河内・泉州）、動物愛護管理センター、家畜保健衛生所
都市整備部	土木事務所（池田・茨木・枚方・八尾・富田林・鳳・岸和田）、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、モノレール建設事務所
教育庁	教育センター、中之島図書館、中央図書館